７．事後調査の方針

事後調査の方針は、環境影響評価書（平成14年11月）での記載内容と同じである。また、本検討においては、大阪外環状線（新大阪～西吹田）の一部区間における事業内容の変更に際して、鉄道騒音・振動の調査地点等を追加設定したが、事後調査ではこれらに留意して実施する。

「大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業に係る環境影響評価事後調査計画書」（平成19年10月、大阪外環状鉄道株式会社）における主な変更内容は、表7.1.1に示すとおりであり、改めて事後調査計画書を提出する。

なお、地下水については、現行認可案では、基礎工事を行う高架区間において実施する計画としていたが、事業内容の変更に伴い、図2.2.4に示すとおり高架構造の区間が変更となる。また、平成20年度に吹田市が地下水調査を実施し、地下水汚染分布状況等についてとりまとめが行われている。以上のことから、地下水の事後調査計画については、今後、吹田市と協議を行い、事業内容の変更及び地下水汚染分布状況等の最新の知見を踏まえ、策定することとする。

表7.1.1(1)　事後調査の方針に係る主な変更内容（供用時における調査）

環境項目	事後調査の項目	変更項目	変更内容	
			現行認可案	変更案
騒　音	列車の走行に伴う騒音	調査地点	・№①～⑧地点 （近接側軌道中心から 12.5 mの地上1.2 m高さ） ・№⑧地点 （事業計画路線に近接した住居） ・№①、№④、№⑦地点 （中高層住居） [図7.1.1参照]	・№②～⑤、№⑦～⑩地点 （近接側軌道中心から 12.5 mの地上1.2 m高さ） ・№⑧地点 （事業計画路線に近接した住居） ・№④、№⑦、№⑨地点 （中高層住居） [図7.1.1参照]
振　動	列車の走行に伴う振動	調査地点	・№①～⑧地点 （近接側軌道中心から12.5 m） ・№⑧地点 （事業計画路線に近接する住居） [図7.1.1参照]	・№②～⑤、№⑦～⑩地点 （近接側軌道中心から12.5 m） ・№⑧地点 （事業計画路線に近接する住居） [図7.1.1参照]
低周波音	列車の走行に伴う低周波音	調査地点	・№①～⑧地点 （近接側軌道中心から 12.5 mの地上1.2 m高さ） [図7.1.1参照]	・№②～⑤、№⑦～⑩地点 （近接側軌道中心から 12.5 mの地上1.2 m高さ） [図7.1.1参照]

（注）現行認可案における№①及び№⑥地点は、大阪市域（新大阪～神崎川）の地点を示す。

表7.1.1(2)　事後調査の方針に係る主な変更内容（建設工事中における調査）

環境項目	事後調査の項目	変更項目	変更内容	
			現行認可案	変更案
地 下 水	基礎工事に伴う地下水質(有機塩素系化合物６物質)	調査地点	• ａ１～ａ４地点（基礎杭の周縁４方向の調査地点） • ｂ、ｃ地点（環境影響評価における調査地点）	• 吹田市との協議を行い、事業内容の変更及び地下水汚染分布状況等の最新の知見を踏まえ、策定を行う。
地盤沈下	地盤高さ	調査地点	• 新線盛土区間(吹田市域)の２地点（A～B地点） （新線盛土の両側について、①盛土法尻、②事業敷地境界から５m地点、③事業敷地境界から10m地点の３点ずつとする。）	• 新線盛土が構築されないことから、調査対象外とする

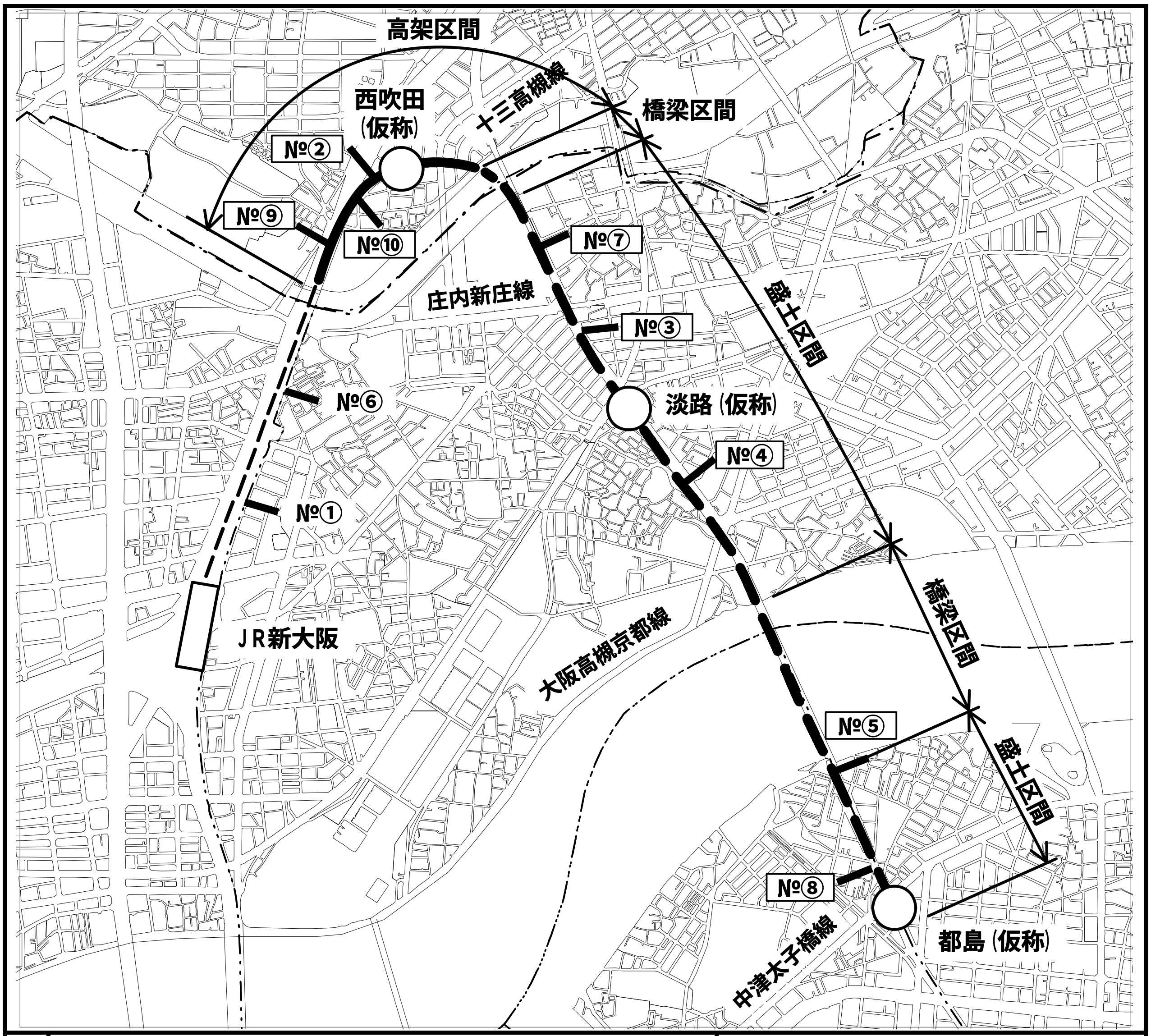

凡例

凡例	
太破線	現行認可案
太実線	事業計画路線の変更案（線形及び構造変更）
一点鎖線	事業計画路線の変更案（事業規模の縮小）
№○	騒音・振動・低周波音の調査地点

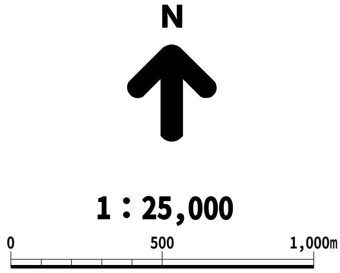

図 7.1.1　列車の走行に伴う騒音・振動・低周波音の調査地点

（注）№①、№⑥地点は、事業規模の縮小に伴い、調査対象外とする。